

[特許庁委託事業]

中国意匠権出願手続における実務上  
の問題点にかかる調査報告書

2013年3月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

## 第1章 意匠に関する統計値

### 1.1 意匠出願・登録の統計値

#### 1. 意匠出願件数の推移および特許・実用新案との比較（2001年～2011年）

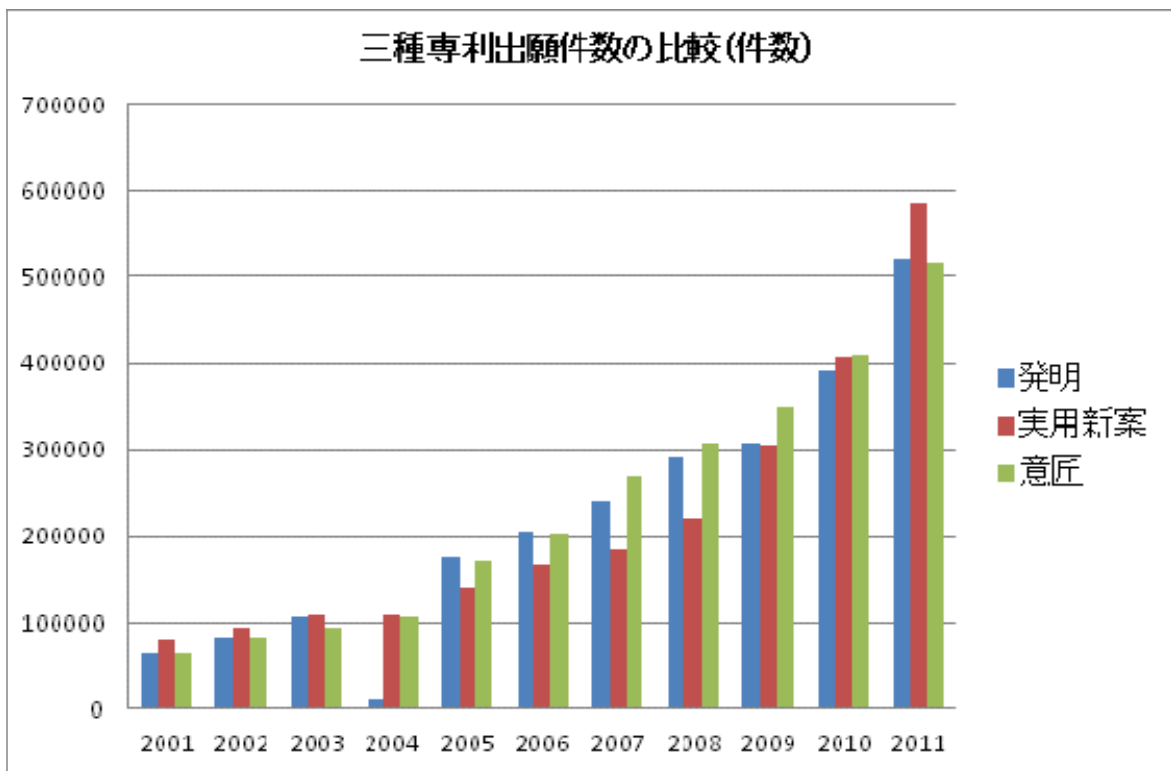


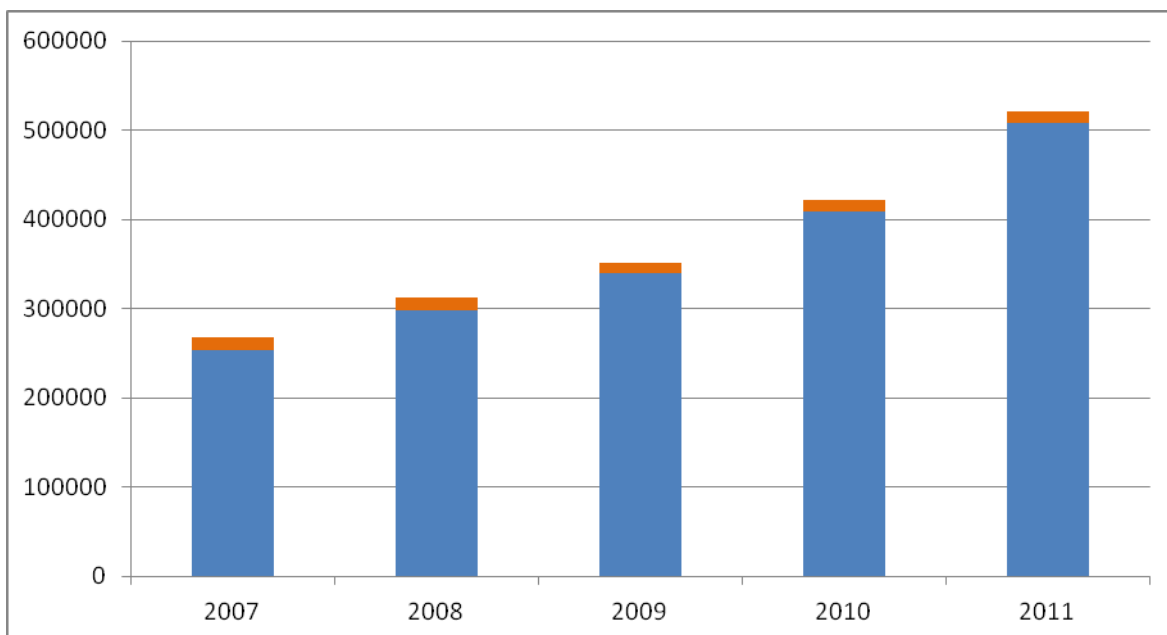
表1（出典：国家知識産権局）

表1によれば、2001年以降意匠の出願件数は年々増えつつあり、2011年は50万件に突破しており、2001年当初と比べると、わずかな10年間で5倍以上の増加を遂げたことが分かる。また、2012年の意匠出願件数が65万件以上達しており、増加傾向が続いている。

また、この図から分かるように、2005年～2010年の意匠出願の件数が特許および実用新案の出願件数よりも多く、2011年も実用新案より少ないものの、特許の出願件数とはほぼ同じである。

中国の意匠は実用新案と同じ、実体審査なしで権利付与されるもので、つまり、出願すれば権利が付与されることになる。また、意匠の出願手続きが簡単であり、出願する際、物品の図面または写真だけを提出すれば出願が可能である。これらも意匠の出願件数が多い一つの要因だと考える。

## 2. 国内外別の意匠出願件数の割合（2007年～2011年）



	2007	2008	2009	2010	2011
■ 国外からの出願	13993	14284	11688	12149	13930
■ 国内からの出願	253439	298620	339654	409124	507538

表 2（出典：国家知識産権局）

表 2 から分かるように、外国出願人による年間意匠出願件数は 1 万件強程度で推移しており、中国国内からの出願件数と比べるとまだ少ない状況である。2007 年～2011 年の間、一番ピークな 2008 年に国外からの出願は 14284 件があり、それにしても、同年の中国国内からの出願件数の 5% にも達していない状況である。

近年、中国国内では、出願に対する補充金制度が各地で実施されていることや、ハイテク企業認定のために出願することなど、実質的な権利保護を加え形式上の出願も増加しているため、国内の出願件数が依然として多い要因ともなっている。ちなみに、2012 年の国内出願人による意匠出願件数が 64 万件以上達している。一方、2012 年の国外出願人による意匠出願件数がはじめて 1.5 万件を超えた。

### 3. 国内からの意匠出願件数のトップ10地域（2007年～2011年）

順位	全国統計	2007	2008	2009	2010	2011	合計
1	江蘇省	55786	82022	106428	134139	182606	560981
2	広東省	50368	46901	54399	64335	76927	292930
3	浙江省	40131	52734	52472	52484	76461	274282
4	山東省	18948	20971	20783	20156	20972	101830
5	上海市	19881	20679	20579	21843	17147	100129
6	四川省	10554	13323	14844	15217	18685	72623
7	湖北省	6503	7738	10562	11109	14774	50686
8	安徽省	1914	3692	4856	23365	14365	48192
9	天津市	5263	5888	4990	7562	9824	33527
10	福建省	5293	5339	5873	6031	8741	31277

表3（出典：国家知識産権局）

表3によれば、出願が沿海部に集中しており（7割）、いずれにしても中国において経済発展が進んでいる地域と見られる。上位4名は中国国内GDP順位4省と一致している。

トップ3の地域による出願件数が全出願件数の66%以上占めており、特に、江蘇省は圧倒的な出願件数でトップを占めており、ほぼ2位広東省と3位浙江省の合計と同じ件数となる。

一方、内陸地域の四川省、湖北省および安徽省などの出願人による意匠出願件数もランキングされた。これらの地域は江蘇省および上海市とともに揚子江流域にあり、経済発展が遅れている黄河流域に比べ、出願件数が多くなっている。

ちなみに、2012年度の出願件数ランキングでは、トップ3が依然として江蘇省、浙江省、広東省であるが、浙江省は広東省を抑えて2位に上昇した。

#### 4. 国外からの意匠出願の地域分布（2007年～2011年）

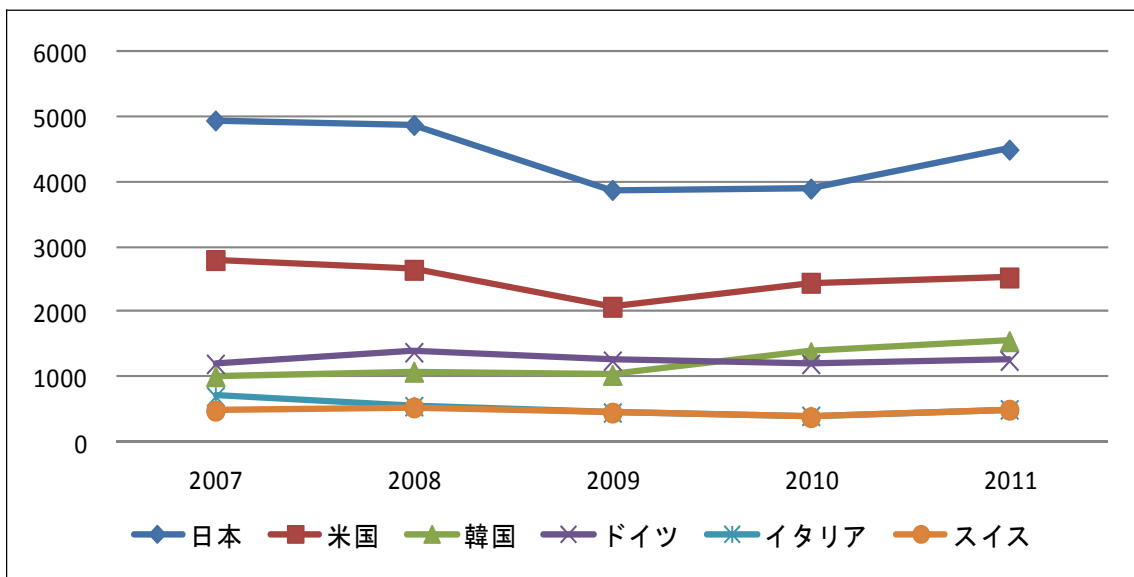


表4（出典：国家知識産権局）

表4によれば、日本と米国は上位2位を占めており、両国とも経済上中国との関係が深いことが分かる。

中国と米国はお互いに第2位の経済パートナーであり、中国は日本の第1位の経済パートナーである。また、中国にとって、ドイツはEUの中の最大貿易相手であり、その同時にEUの中に、中国に対して唯一貿易黒字を実現できる国でもある。

韓国は、ドイツを押しさえ、意匠出願件数の第3位になった。特に2009年以降に増える一方で、その原因は携帯電話を含み、家電製品の中国輸出が増加する傾向があると考えられる。

ちなみに、2012年度の国別意匠出願件数の統計によれば、トップ4の国の順位が依然として、日本、米国、韓国、ドイツの順となっており、日本からの出願件数が5000件近く回復してきた。また、出願件数の多い国は先進国に集中しており、ロシア、インド、ブラジルなどの新興国からの出願件数がまだ少ない状況にある。

## 5. 日本から中国への意匠出願件数の推移（2007年～2011年）

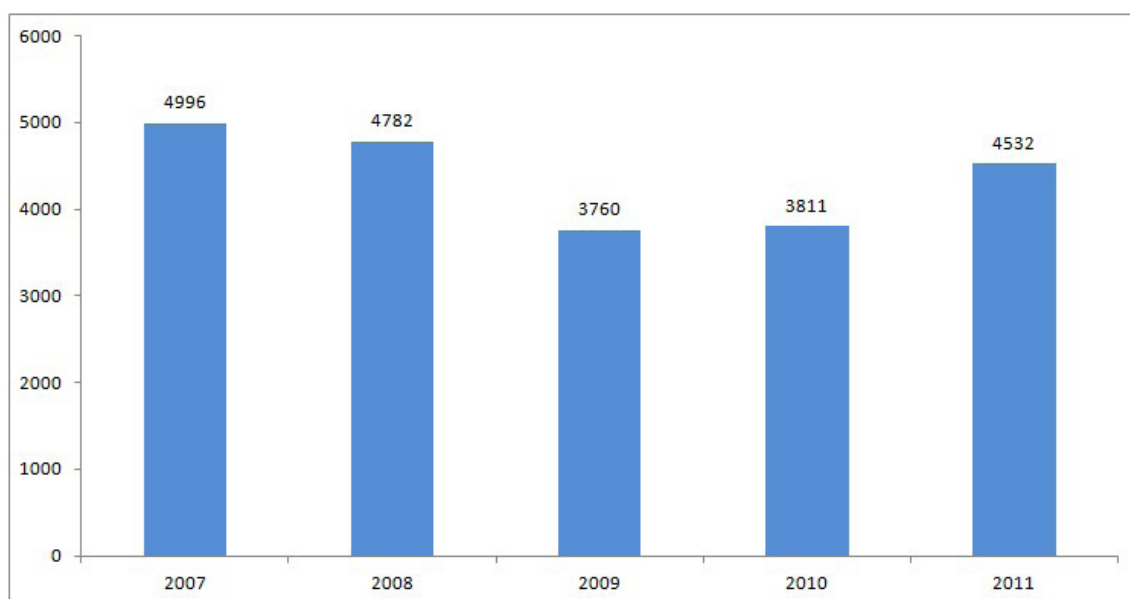


表5（出典：国家知識産権局）

表5によれば、日本から中国への意匠出願件数が2007年以降数千件（5千件未満）にて推移していることが分かる。2009年と2010年では金融危機などの影響で4千件以下減少したが、2011年では4千件以上に回復した。

ちなみに、2012年の11月までの2012年度の日本からの意匠出願件数がすでに4300件以上達しており、日中関係の影響を受けていない様子が分かる。これは日本の製品を中国へ輸出することが増えている傾向と一致していると考えられる。日本の国内意匠出願の出願件数が年間約3万件と推移している中、約5000件を日本から中国へ意匠出願していることから見れば、日本出願人が中国への出願を通じて模倣品対策や冒認出願阻止対策などを講じていることがわかる。また、この統計資料の出願件数は、日本国内にある出願人による出願件数であり、日本企業の現地企業による出願件数が含まれていないため、現地企業を含む日本企業からの出願件数がもっと多いと考える。

6. 2011年度日本企業による意匠出願件数のトップ10

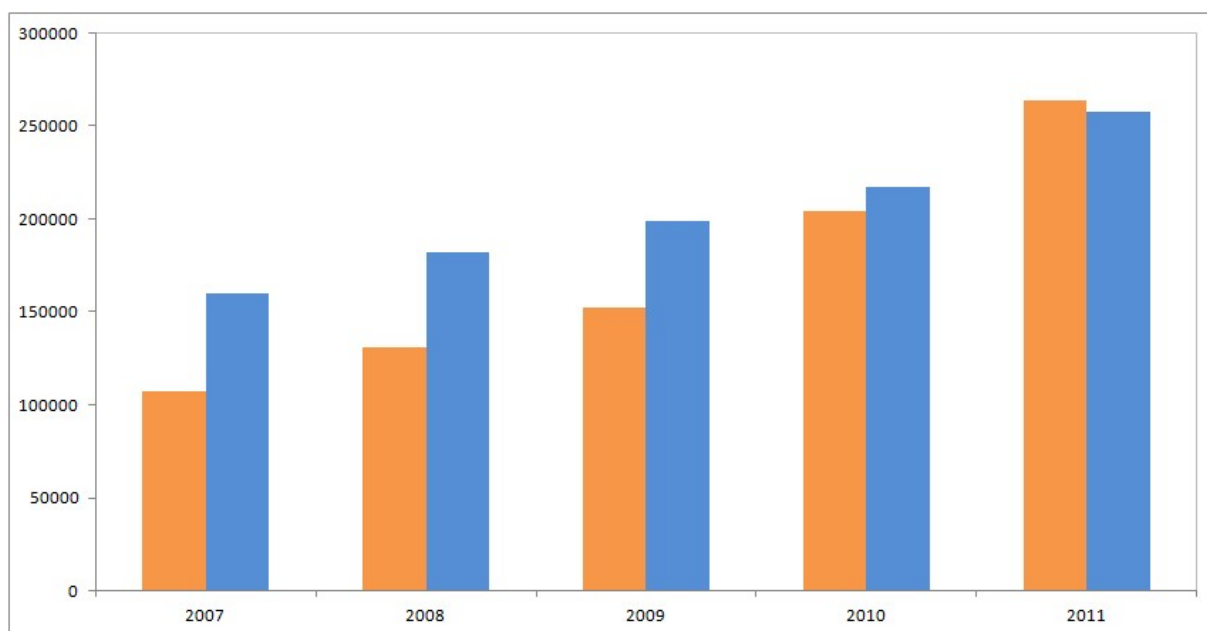
順位	出願人	出願件数
1	パナソニック株式会社	225
2	トヨタ自動車株式会社	192
3	本田技研工業株式会社	175
4	ソニー株式会社	154
5	三洋電機株式会社	98
6	パナソニック 電工株式会社	80
7	株式会社ブリヂストン	77
8	日産自動車株式会社	72
9	三菱電機株式会社	66
10	セイコーエプソン株式会社	64

表6（出典：国家知識産権局）

表6によれば、出願件数の多い技術分野は変わっておらず、家電産業と自動車産業に集中していることがわかる。これらの企業がいずれも大手企業であり、中国におけるビジネスが活発に行われている企業でもある。その中で、パナソニック株式会社は意匠だけではなく、特許出願も連続数年、トップの座を守っている。ちなみに、2012年度の日本企業による意匠出願件数のランキングにはパナソニック株式会社が依然としてトップ1となっている。

近年、中国自動車産業の発展に伴って、自動車産業に関する意匠出願が増加している。それに対し、日本の自動車メーカーおよびその関連企業による意匠出願も増えつつある。

7. 意匠出願件数における職務出願と非職務出願の比較（2007年～2011年）



	2007	2008	2009	2010	2011
■ 職務出願	107241	130601	152429	203872	263844
■ 非職務出願	160191	182303	198913	217401	257624
職務出願増加率	41.1%	21.8%	16.7%	33.7%	29.4%
非職務出願増加率	27.8%	13.8%	9.1%	9.3%	18.5%

表7（出典：国家知識産権局）

表7によれば、2010年まで、非職務発明の出願件数は職務発明の出願件数より多いものの、2011年はじめて職務発明の出願件数は非職務発明の出願件数を上回ることになったことが分かる。これは企業名義による出願の件数が個人名義による出願の件数が多くなったことを意味している。ちなみに、2012年度の職務出願増加率が39.2%であることにに対し、非職務出願増加率がわずか12.7%となっている。

しかし、それでも個人名義による出願の件数が年間約30万件であり、依然として多いことから、冒認出願のリスクが依然として高いと考える。



8. 国際意匠分類別の意匠出願件数の割合（2011年）

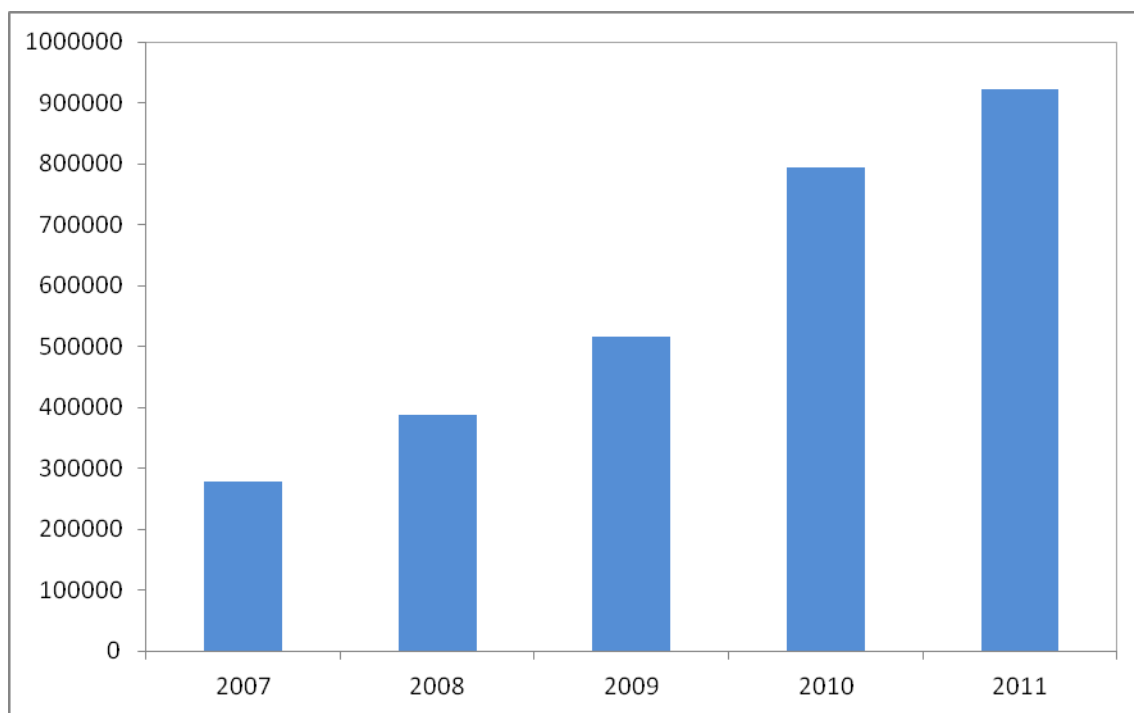
順位	クラス	クラス名	出願件数	割合
1	05	紡績品、人工または天然のシート材	69441	13.3%
2	09	商品の輸送又は積卸に用いる包装及び容器	58027	11.1%
3	02	衣服及び身の回り品、裁縫用品	53676	10.3%
4	06	家具及び住宅用品	53333	10.2%
5	26	照明器具	21656	4.2%
6	14	録音、通信機器または情報再現機器	20553	3.9%
7	07	その他のクラスに属さない家庭用品	19404	3.7%
8	11	装飾品	17918	3.4%
9	23	流体分配器、衛生機器、暖房機器、換気設備・ 空調機器、固体燃料	17040	3.3%
10	15	その他のクラスに属さない機械	15942	3.1%
	その他		174478	33.5%

表8（出典：国家知識産権局）

表8によれば、意匠出願が家庭用品の産業（技術分野）に集中していることが分かる。特にアパレル関連、包装容器および家具などの産業（技術分野）における意匠出願がもつとも多くなっている。これらの産業（技術分野）は沿海地域に集中していることから、この統計資料が表3で表れている統計資料により裏付けられていると考える。つまり、家庭用品の関連産業が発達している江蘇省、浙江省、広東省などでは意匠出願の件数も多くなっている。

上位トップ4の物品分類がそれぞれ10%超え、全体出願の約45%に達していることから、意匠出願はこれらの産業分野に集中していることがわかる。

9. 権利維持されている意匠権の年間累計件数の推移（2007年～2011年）



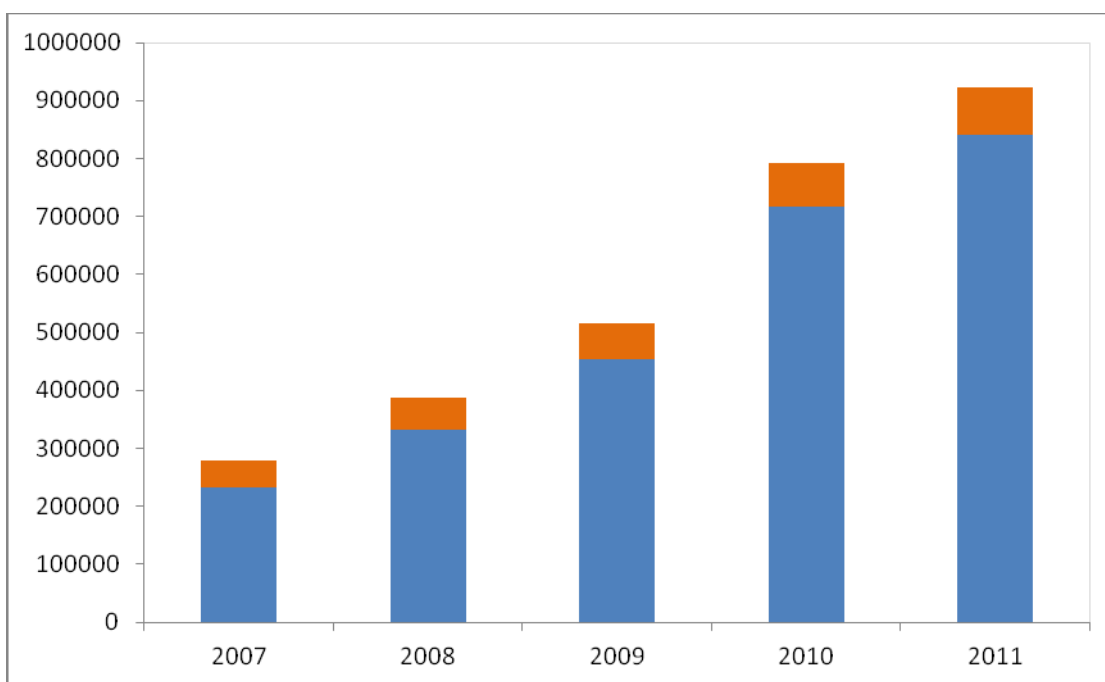
	2007	2008	2009	2010	2011
■ 有効意匠権件数	278884	388252	516183	793354	922371
増加率	29.1%	39.2%	33.0%	53.7%	16.3%

表9（出典：国家知識産権局）

表9によれば、2007年～2011年まで年々安定的な増加態勢を維持しており、2011年までの有効な意匠権の数が90万件を超えていることが分かる。ちなみに、2012年の有効意匠権件数は113万件以上となり、2011年に比べ22.7%も増加している。

中国の意匠権の権利有効期限が10年間となっているが、実際の権利維持が平均で3,4年ぐらいだと言われている。毎年の出願件数が数十万件で推移しているため、やはり有効な意匠案件は依然として増加していく傾向がある。実体審査なしでの権利付与であるため、実際有効な権利がどのぐらい存在しているかは不明である。

10. 国内外別の有効な意匠権件数の比較（2007年～2011年）



	2007	2008	2009	2010	2011
■ 国内有効意匠権件数	232268	332859	454277	718056	841769
■ 国外有効意匠権件数	46616	55393	61906	75298	80602

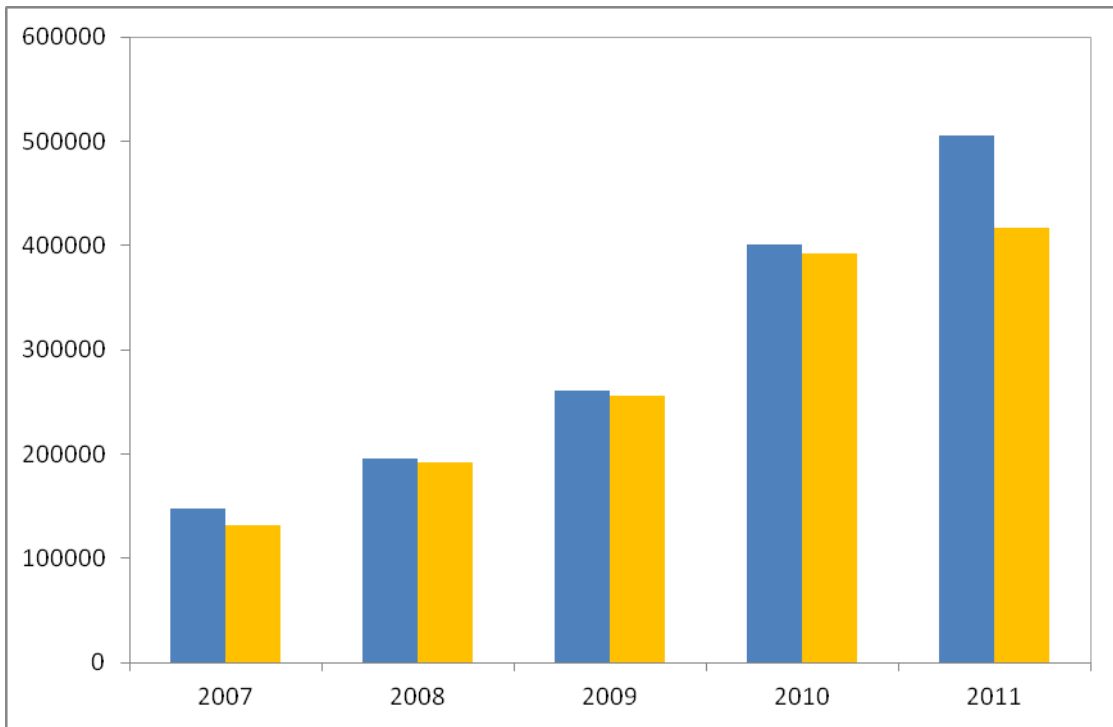
表 10（出典：国家知識産権局）

表 10 によれば、2007 年～2011 年まで、国内の傾向と同様に、国外よりの有効意匠権件数も年々安定的な増加態勢を維持しているが、国外の有効な意匠権が国内の十分の一以下となっていることが分かる。

ちなみに、2012 年の国内有効意匠権件数が 104 万件を超え、国外有効意匠権件数が約 8.7 万件となっている。国内の有効意匠権件数の増加率は 24.1%に達し、出願件数の増加と同じ、国外の有効意匠権件数の増加率 8.1%の約 3 倍となっている。

国外の権利者が国内の権利者に比べ意匠権を長く維持させる傾向があるが、出願の総件数が少ないため、有効意匠権件数の増加率は国内より低くなると考える。

1 1 . 職務・非職務別の有効な意匠権件数の推移（2007 年～2011 年）



	2007	2008	2009	2010	2011
■ 職務有効件数	147729	195876	260279	400962	505420
■ 非職務有効件数	131155	192376	255904	392392	416951

表 1 1 （出典：国家知識産権局）

表 1 1 によれば、個人による非職務の有効な意匠権が会社による職務の有効な意匠権より少ないように推移しており、職務の有効な意匠権がより積極的に維持されていることが分かる。また、職務出願の件数も非職務より増加していることも職務の有効な意匠権が損かしている原因となっている。

ちなみに、2012 年の職務有効件数が 67 万件以上達しており、非職務有効件数が約 46 万件となっている。その中で、国外の非職務有効件数がわずか 2616 件となっており、国内の非職務有効件数が 45.5 万件を超えている。

1 2. 類似意匠出願の状況（2010 年～2011 年）

		出願件数	意匠数	平均意匠数	同時期の出願総件数に占める割合
合計	2010	5351	16791	3.1	1.3%
	2011	7774	26587	3.4	1.5%
国内	2010	3494	11029	3.2	0.9%
	2011	5375	18793	3.5	1.1%
国外	2010	1857	5762	3.1	15.3%
	2011	2399	7794	3.2	17.2%

表 1 2（出典：国家知識産権局）

表 1 2 によれば、類似意匠の出願件数が増えつつあり、1 出願の平均意匠数が 3 以上となっていることが分かる。また、同時期の出願総件数に占める割合によれば、外国出願人が国内出願人に比べ、積極的に類似意匠制度を利用していることがわかる。

類似意匠制度が 2009 年 10 月よりはじめて導入されている制度であるため、国内出願人による認知度がまだ低い。従って、国内出願人による類似意匠出願の件数が国内出願人による意匠出願の総件数に占める割合がわずか 1 % 前後である。一方、国外出願人による類似意匠出願の件数が国外出願人による意匠出願の総件数に占める割合が 15% 以上であり、国内出願人の 15 倍以上となっている。これは関連意匠制度を持っている日本のような国外の出願人が類似意匠制度のメリットを認知しており、この制度を積極的に利用しているからである。

### 1 3. 国内外別の類似意匠出願の状況（2010年～2012年6月）

2010年～2012年6月の国内外各類似意匠出願件数の比較

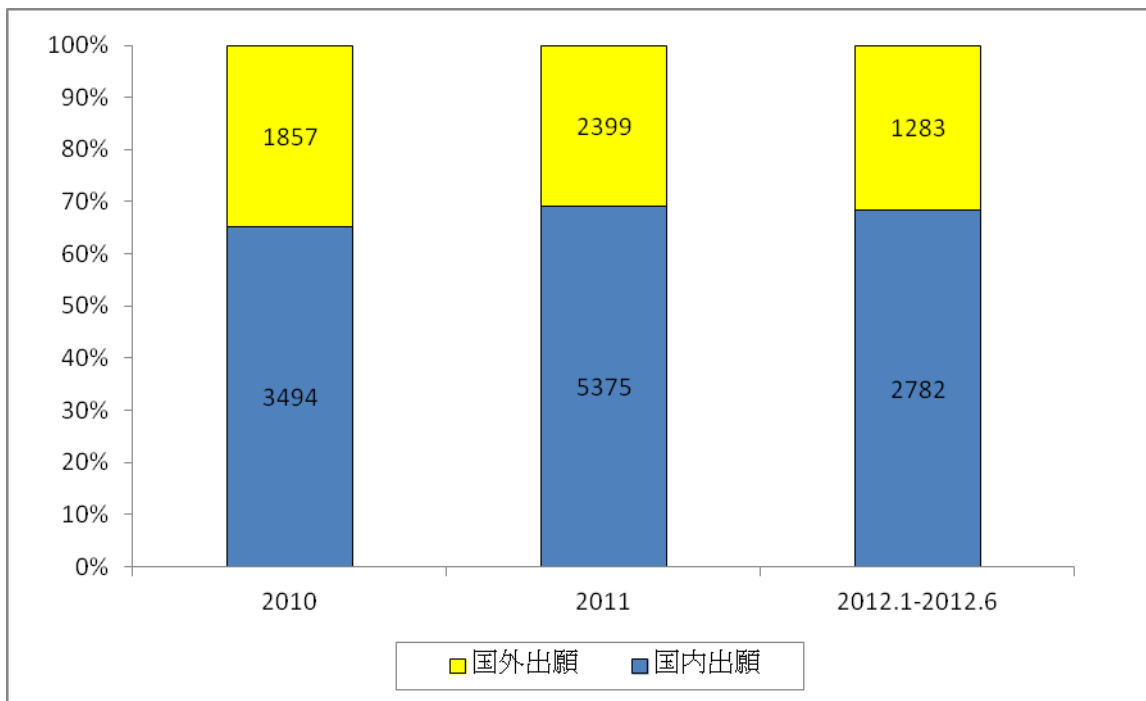


表 1 3（出典：国家知識産権局）

表 1 3 によれば、2012 年上半期の類似意匠出願の件数合計が 4065 件となり、2011 年の出願件数 7774 件の半分以上となっているため、2012 年の類似意匠出願件数が 2011 年の出願件数より多くなると予測している。

一方、2012 年の類似意匠出願件数が国内出願人、国外出願人ともに 2011 年より多くなると予測できるが、2011 年に比べ、2012 年の国内出願人による類似意匠出願の件数の増加率が 3.5%であることに対し、2012 年の国外出願人による類似意匠出願の件数の増加率が約 7%であると予測している。

1 4. 国際意匠分類別の類似意匠出願の状況（2011 年）

順位	クラス	クラス名	件数	割合
1	09	商品の輸送又は積卸に用いる包装及び容器	1080	13.9%
2	26	照明器具	562	7.2%
3	23	流体分配器、衛生機器、暖房機器、換気設備・ 空調機器、固体燃料	535	6.9%
4	13	発電、配電及び変電装置	512	6.6%
5	14	録音、通信機器または情報再現機器	498	6.4%
6	15	その他のクラスに属さない機械	420	5.4%
7	06	家具及び住宅用品	394	5.1%
8	07	その他のクラスに属さない家庭用品	323	4.2%
8	12	輸送または昇降器具	323	4.2%
10	10	置き時計、掛け時計、腕時計及び その他の計量器、測定機、信号器具	306	3.9%
10	08	工具及び金物類、金属製品	306	3.9%
	その他		2515	32.4%

表 1 4（出典：国家知識産権局）

表 1 4 によれば、類似意匠出願の多い技術分野が包装容器、照明器具、衛生器具、発電電設備などが含まれていることが分かる。

前記表 8 で現れている意匠出願全体の統計資料に比べ、国際意匠分類別における 05, 02 クラスの物品に関する類似意匠出願がトップ 5 から消え、トップ 10 にもランキングされていないことが分かる。これは国内出願人により多く出願されているアパレル関連物品の意匠が類似意匠として出願されていないことが推測できる。また、家庭用品以外でも、工業用品の類似意匠も多く出願されていることがわかる。

15. 国内外別の類似意匠出願の地域分布（2011年）

順位	国内地域	件数	国内総件数に占める割合	国家・地域	件数	国外総件数に占める割合
1	広東省	1537	28.6%	日本	805	33.6%
2	浙江省	697	13.0%	米国	579	24.1%
3	福建省	365	6.8%	ドイツ	303	12.6%
4	上海市	339	6.3%	スイス	102	4.3%
5	江蘇省	284	5.3%	オランダ	75	3.1%
6	北京市	274	5.1%	イタリア	75	3.1%
7	山東省	259	4.8%	英国	60	2.5%
8	湖北省	192	3.6%	フランス	57	2.4%
9	安徽省	182	3.4%	韓国	50	2.1%
10	河南省	141	2.6%	スウェーデン	35	1.5%
11	四川省	138	2.5%			

表15（出典：国家知識産権局）

表15によれば、意匠全体出願のトップ5の国内地域が江蘇省、広東省、浙江省、山東省、上海市となっていることに対し、類似意匠のトップ5の国内地域が広東省、浙江省、福建省、上海市、江蘇省に変わっている。アパレル関連物品の意匠が多く出願されている江蘇省による類似意匠の出願件数が少ないのは、前記表14の統計資料から裏付けられていると考える。

一方、類似意匠のトップ5の外国地域では意匠全体出願と同じ日本が首位をキップしているが、意匠全体出願のランキングでトップ3となっている韓国がわずかに数十件の類似意匠出願しか出願されていらず、トップ9となっている。

日本出願人による意匠出願の総件数では国外出願人による意匠出願の総件数の32.5%を占めていることに対し、日本出願人による類似意匠出願の件数では国外出願人による類似意匠出願の件数の33.6%を占めている。これによれば、日本出願人が中国の類似意匠制度を最も多く利用している国外出願人であることが分かる。



## 16. 意匠審査に要する時間の推移（2007年～2011年）

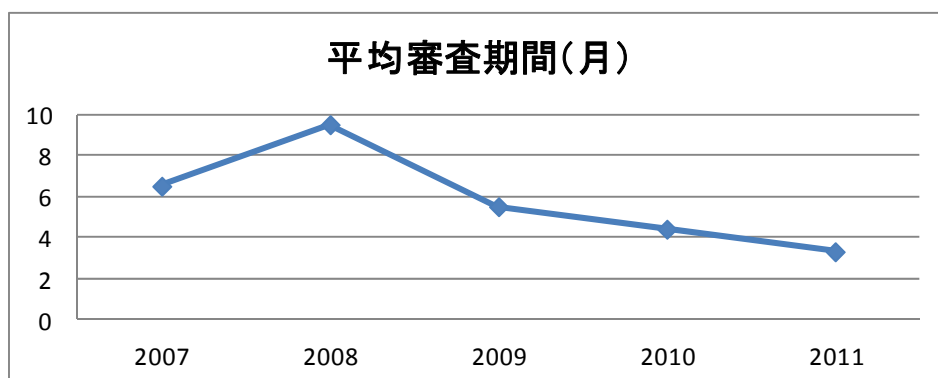


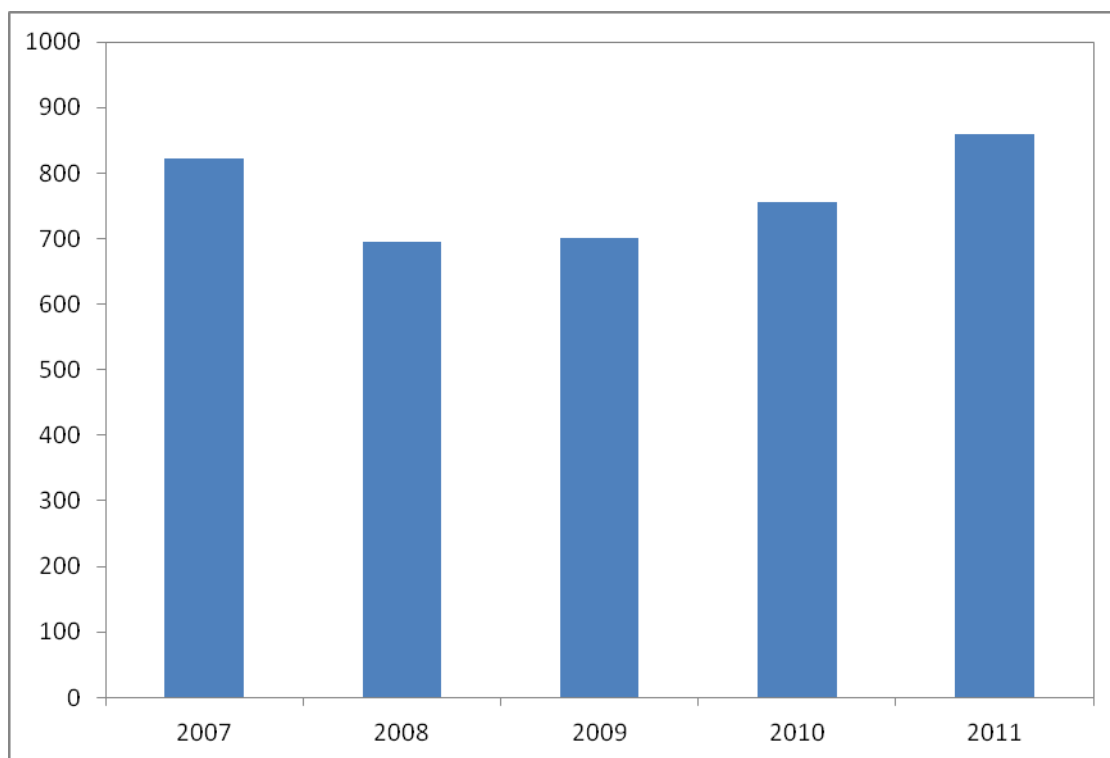
表16（出典：国家知識産権局）

表16によれば、中国における意匠出願に対する審査の平均時間が2008年に10ヶ月要していたことに対し、2011年での審査平均時間が4ヶ月以下に短縮されたことが分かる。つまり、2008年以降は審査平均時間が短縮されつつある。

中国では意匠権が実体審査なしで権利付与されることになっているが、ここでいう審査は方式審査（初歩審査とも言う）のことを指している。その方式審査では、出願書類に対する形式審査と、出願内容において明らかな拒絶理由を有するかどうかに対する初歩審査が含まれている。また、その方式審査の具体的な内容については本報告書最後の付属資料（意匠に関する審査基準の抜粋）を参照ください。

## 1.2 意匠無効審判および評価報告請求の統計値

### 1. 意匠無効審判請求の状況（2007年～2011年）



	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
■ 無効審判請求件数	823	695	701	755	860
出願総件数に占める割合	0.31%	0.22%	0.20%	0.18%	0.16%

表17（出典：国家知識産権局）

表17によれば、2007年～2011年の意匠権に対する無効審判の請求件数が800件前後で推移しており、年間数十万件の意匠出願の総件数に占める割合が極めて低いことが分かる。

中国の意匠権が実体審査なしで権利付与されているため、権利の有効性と安定性について不明な場合は多い。それにもかかわらず、意匠権に対する無効審判請求の件数が極めて少ないことから、意匠権に基づく権利に関する争いがまだ少ないのではないかと推測できる。

一方、2009年10月以前出願された意匠権は国内公知の新規性原則を最小しており、且つ創作非容易性の原則がなかったため、意匠権に対する無効宣告のハードルが高いと考える。

## 2. 意匠権評価報告請求の状況

2009年10月以降実行の新しい専利法では、意匠権の評価報告制度が導入された。そして、国家知識産権局の統計によると、2012年6月末までに受理した評価報告請求が789件であり、そのうち、6件が却下により終了しており、評価報告書が完成した案件は651件、審査と作成中のものは132件である。完成した評価報告書のうち、124件について否定的な結論が出ており、527件については肯定的結論が出ている。つまり、約81%の意匠権に対し有効である肯定的結論が出されている。中国では権利者またはその利害関係者しか評価報告書を請求できないため、肯定的結論が出ることを予測した、意匠権の有効性に自信のある権利者またはその利害関係者しか評価報告書を請求しないではないかと推測できる。

### (1) 意匠権評価報告における否定的結論の理由

不適合の条項	件数	否定的結論の割合	完了案件に占める割合
A9.1	16	13.8%	2.8%
A23.1	31	26.7%	5.3%
A23.2	74	63.8%	12.7%

表18 (出典：国家知識産権局)

A9.1: 同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。

A23.1: 専利権を付与する意匠は、既存の設計に属さないものとする。また、いかなる部門又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利文書において記載されていないこととする。

A23.2: 専利権を付与する意匠は、既存の設計又は既存の設計的特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがあることとする。

この統計資料によれば、意匠権評価報告における否定的結論では、9割以上新規性と創作非容易性に関する法律規定を違反している結論であるが、その中で、創作非容易性に関する法律規定を違反している結論が6割以上達し、もっとも多くなっていることがわかる。新規性不備に関する否定的結論が3割以下となっている。

(2) 意匠国際分類別評価報告請求件数のトップ10

順位	クラス	クラス名	件数	割合
1	06	家具及び住宅用品	112	14.30%
2	23	流体分配器、衛生機器、暖房機器、換気設備・ 空調機器、固体燃料	82	10.47%
3	09	商品の輸送又は積卸に用いる包装及び容器	68	8.68%
4	14	記録、通信、情報検索装置	60	7.66%
5	12	輸送または昇降器具	54	6.90%
6	21	ゲーム機、玩具、テント及びスポーツ用品	49	6.26%
7	26	照明器具	45	5.75%
8	07	その他のクラスに属さない家庭用品	40	5.11%
9	13	発電、配電及び変電装置	35	4.47%
10	15	その他のクラスに属さない機械	35	4.47%

表19 (出典：国家知識産権局)

表19によれば、評価報告請求を行った意匠に関わる物品の技術分野が家具および住宅用品が最も多く、衛生器具や包装容器などもトップ3に入っていることが分かる。評価報告請求を行う目的は通常、権利の有効性確認であり、権利の実施許諾や権利行使の準備などにあると考える。従って、この統計資料によれば、権利の実施許諾や権利行使などの多い産業（技術分野）が推測できると考える。

(3) 国内外別の評価報告請求件数の地域分布（2012年6月末まで）

順位	国内地域	件数	総件数に占める割合	国家・地域	件数	総件数に占める割合
1	広東省	182	23.24%	米国	32	4.09%
2	浙江省	160	20.43%	香港	21	2.68%
3	深セン市	78	9.96%	台湾	19	2.43%
4	江蘇省	38	4.85%	日本	19	2.43%
5	福建省	35	4.47%	ドイツ	18	2.30%
6	山東省	25	3.19%	英領バージン諸島	5	0.64%
7	重慶市	18	2.30%	韓国	5	0.64%
8	北京市	17	2.17%	イタリア	3	0.38%
9	上海市	17	2.17%	スペイン	3	0.38%
10	安徽省	9	1.15%	スウェーデン	3	0.38%

表 20（出典：国家知識産権局）

表 20によれば、評価報告請求を行った意匠権者の所在国内地域では、広東省、浙江省が最も多く、ともに 160 件以上達しており、一方、国外の意匠権者による評価報告請求では、米国が最も多くなり、日本が第 4 位にランクインしたことが分かる。

前記表 19における分析と同様に、この統計資料によれば、権利の実施許諾や権利行使などの多い地域が推測できると考える。従って、広東省（深セン市を含む）や浙江省は模倣品も多い地域なので、権利に関する争いが多いと推測できる。また、米国権利者による権利行使が積極的であると推測できる。

### 1.3 意匠権侵害訴訟案件の統計値

#### 1. 意匠権新案訴訟案件の受理状況（2009年～2011年）

年度	案件受理 総数	専利案件	発明	実用新案	意匠
2009	2020	106	?	?	?
2010	3594	98	22	19	57
2011	3404	108	46	24	38

表 2 1（出典：北京市第一中級人民法院）

表 2 1によれば、北京市第一中級人民法院（裁判所）より受理された専利に関する訴訟案件のなかで、2010年ではその半分以上、2011年では約4割が意匠権案件であることが分かる。

#### 2. 意匠権新案訴訟案件の処理状況（2010年～2011年）

年度	結審	判決	調停	取下げ	移送
2010	50	24 (棄却 1)	9	16	1
2011	42	19 (棄却 1)	7	11	5

表 2 2（出典：北京市第一中級人民法院）

表 2 2によれば、受理された意匠権訴訟案件の中では、判決を出したのが約半分であり、約3割の案件が取り下げとなっていたことが分かる。